

## 大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程

平成27年1月26日制定 全部改正  
平成27年規程第1号

国立大学法人大分大学教授会規程（平成16年規程第72号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第7条第2項の規定により、学部又は大学院研究科に設置する教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）に関し必要な事項を定める。

### （構成）

第2条 教授会は、当該学部の主担当の教授をもって構成する。ただし、必要がある場合はその他の職員を加えることができる。

2 グローカル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，地域経済社会教育開発センター，学術情報拠点及び学内共同教育研究施設の主担当の教授及び必要がある場合はその他の職員については，その専門性によりいずれかの学部の教授会に所属するものとする。

3 保健管理センターの主担当の教授及び必要がある場合はその他の職員については，教育学部の教授会に所属するものとする。

4 研究科委員会は、当該研究科の主担当の教授をもって構成する。ただし、必要がある場合はその他の職員を加えることができる。

### （代議員会及び専門委員会）

第3条 教授会等は、その定めるところにより、教授会等に属する職員のうち一部の者をもって構成する代議員会、専門委員会（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会等は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会等の議決とすることができる。

### （役割）

第4条 教授会等は、学長が、当該学部又は大学院研究科の次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

（1） 学生の入学，卒業及び課程の修了

（2） 学位の授与

（3） 前二号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

2 教授会等は、本学の教育研究に関する審議機関として、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び大学院研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### （議長）

第5条 教授会等に議長を置き、教授会については学部長、研究科委員会については大学院研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会等を主宰する。

### （議事）

第6条 教授会等は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(議事の特例)

- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより教授会等を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について構成員が出席して開催される次の教授会等において報告しなければならない。

(委任)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、教授会等の組織及び運営に関し必要な事項は、学部長又は大学院研究科長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第40号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第64号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第35号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。